

住民参加型

プラットフォームシステム

Platforms System

構築マニュアル

三重県伊賀地域の取組みを通して



			プラットフォーム システムの 概要 2	
			プラットフォーム システムに 寄せる期待 4	
			基本概念と その広がり 5	
			利用事例 基礎編&発展編 6	
			構築ステップ 12	
			プラットフォーム 物 語 17	

ここは、〈しあわせ探し〉の案内所です——。

高齢であったり障害をもっていることで、毎日の暮らしにおいて介護やサポートが必要な状態になったとしても、1人ひとりの「楽しく心豊かに暮らしたい」というニーズを満たせる社会——。

それが、住みやすい地域社会づくりの基本条件といえるでしょう。

そんな地域社会づくりのあり方のひとつとして、住民参加型プラットフォームシステムは、公的・民間、団体・個人、有償・無償と、さまざまな生活支援のあり方から利用する人のニーズを満たすのに最適な方法へと導く、「案内所」の役割を果たします。

従来の福祉サービスの枠組みを超えて、住民間の〈共助〉の力を最大限に引き出すことで、住民のみなさんが、自分にぴったりの〈しあわせ〉を探し出すお手伝いをします。

特徴 1

マネジメント

いちばんいい方法を提案します。

相談に来た方の身体状況やライフスタイルに応じて、公的・民間によるサービスや小地域ネットワーク活動、無償ボランティア活動、住民参加型在宅福祉サービスなど、多様なスタイルのサービスから、最もその人にふさわしいものを提案します。また、複数のスタイルのサービスを組み合わせることで、単独では限界のあった領域もカバーすることができます。

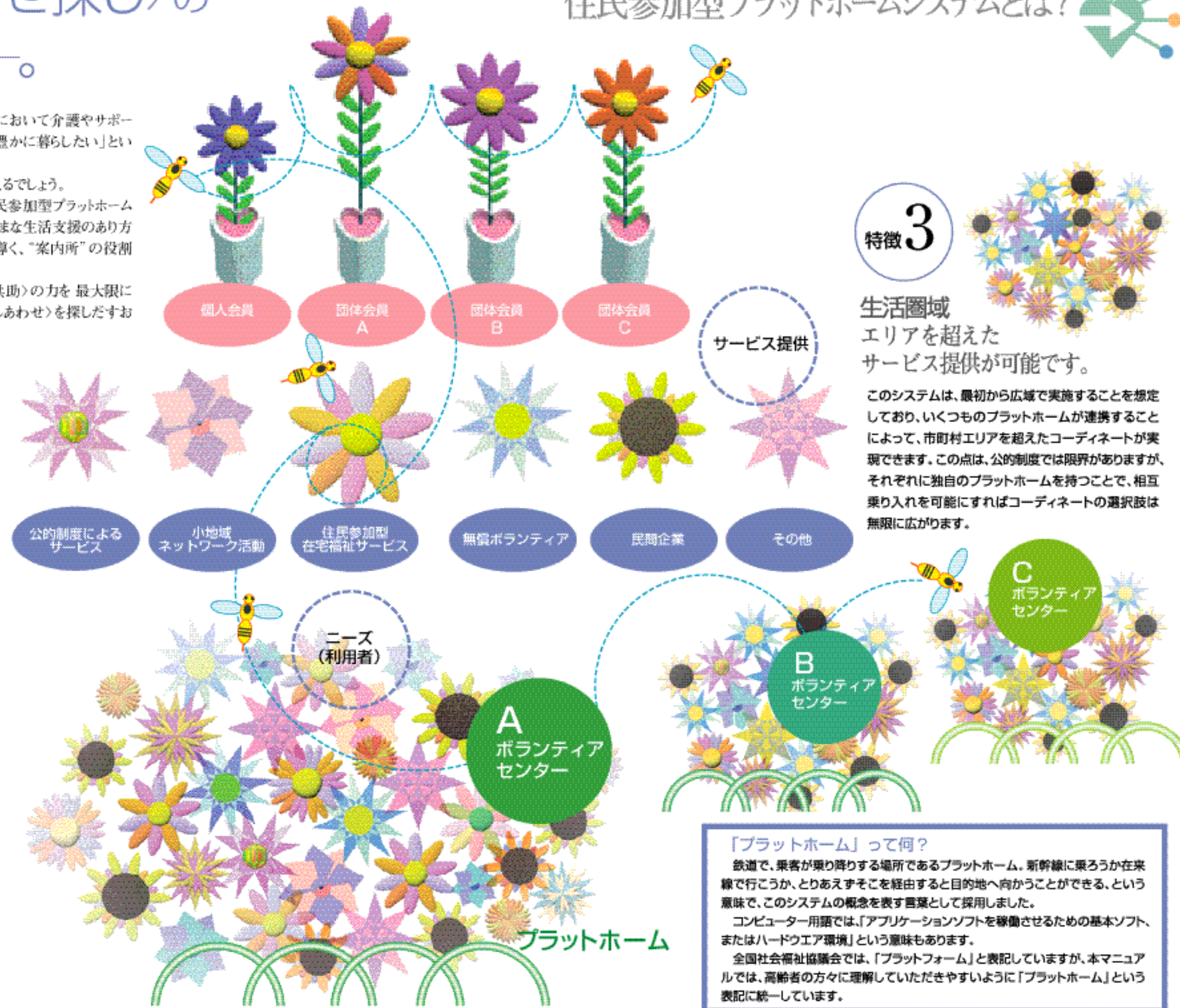
特徴 2

ネットワーク

最善のパートナーが選べます。

最大の特徴は、住民参加型在宅福祉サービスの分野において、多数の個人・複数の団体が登録する土台を用意することで、利用者側の選択によってサービスの担い手を選定できるようになったことです。料金はじめさまざまな側面から最善のパートナーを選定でき、また、最初に依頼した担い手が合わなかったり、サービス内容を変更する場合には、別の団体にケースを引き継ぐことも可能です。

住民参加型プラットフォームシステムとは？



特徴 3

生活圏域

エリアを超えたサービス提供が可能です。

このシステムは、最初から広域で実施することを想定しており、いくつものプラットフォームが連携することによって、市町村エリアを超えたコーディネートが実現できます。この点は、公的制度では限界がありますが、それぞれに独自のプラットフォームを持つことで、相互乗り入れを可能にすればコーディネートの選択肢は無限に広がります。

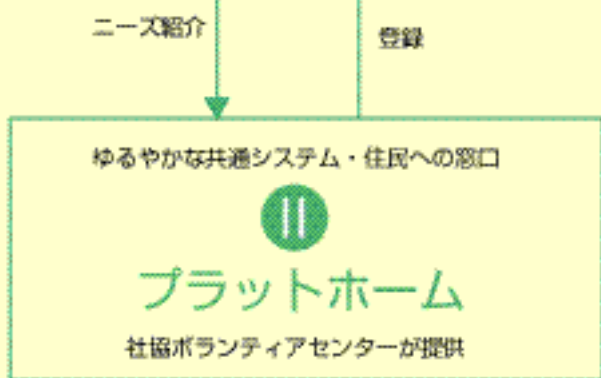
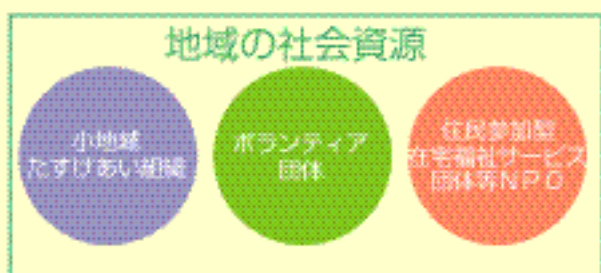
「プラットフォーム」って何？

鉄道で、乗客が乗り降りする場所であるプラットフォーム。新幹線に乗ろうか、在来線で行こうか、とりあえずそこを経由すると目的地へ向かうことができる、という意味で、このシステムの概念を表す言葉として採用しました。
 コンピューター用語では、「アプリケーションソフトを稼働させるための基本ソフト、またはハードウェア環境」という意味もあります。
 全国社会福祉協議会では、「プラットフォーム」と表記していますが、本マニュアルでは、高齢者の方々に理解していただきやすいように「プラットフォーム」という表記に統一しています。



プラットフォーム型サービス提供システム

- 協働することによって住民に対する認知・活用が得られやすくなる。
- 既存のグループだけでは対応できないニーズに柔軟に対応できる。
- ボランティアグループは、無償と有償の特性に応じた使い分けが可能となる。



- ボランティア・NPOとその他のサービスの連携が可能となる(サービスのパートナーとなる)。
- 既存のグループ活動の活性化、再編、グループ間協働促進などの効果が期待できる。

●社協が仲介していることで、安心して依頼できる。

プラットフォーム型サービス提供システムに寄せる期待

全国ボランティア活動振興センターから

協働を目に見える形にするプラットフォームに期待

全国社会福祉協議会事務局次長/地域福祉部長/全国ボランティア活動振興センター所長
和田 敏明

小地域ネットワーク、連絡協議会、ケアマネジメント、社会福祉協議会は地域福祉を進めるために、さまざまな関係者との連携・ネットワークの網の目を地域のなかにつくってきました。連携・協働は社会福祉協議会のいわば十八番だったのですが、以前は地域福祉・在宅福祉を進める団体・機関が今日ほど多くはなく、従来の連携・協働は社会福祉協議会が中心になって進めざるを得ませんでした。

今、地域福祉は大きく変貌しています。市民活動・NPO、企業など地域福祉を進める主体が増えるとともに、市区町村という区割りを越えてサービスを共同で実施する動きも急速に広がっています。これら多様な主体の力をつなぎながら、身近な小地域から広域まで、人々の生活圏域・ライフスタイルに応じたサービス、活動を面的に広げる新しいスタイルの協働が求められています。

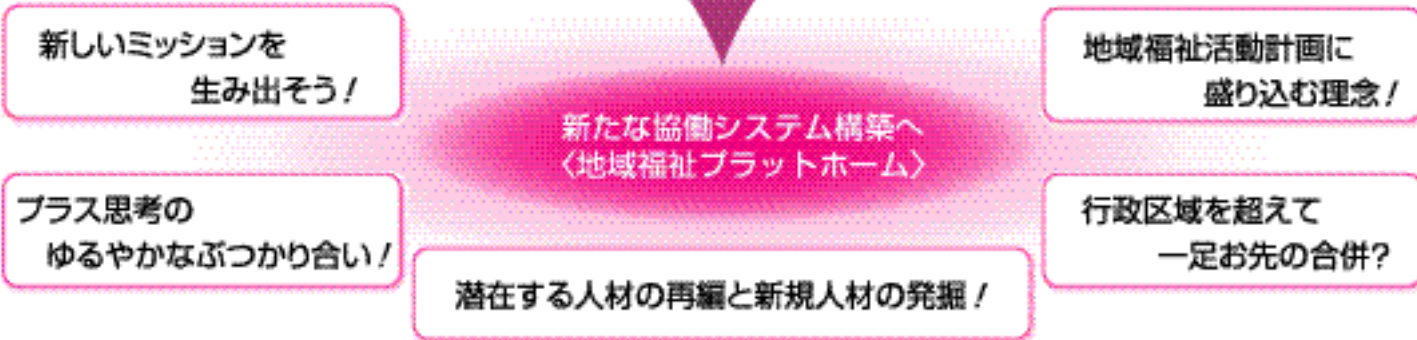
プラットフォームという言葉は、新しい協働のスタイルを表すキーワードとして登場しました。「みんなが乗る台、舞台」などの意味で、文字通りさまざまな主体が乗る場を想像してください。地域福祉のプラットフォームには、さまざまな団体が特技や資源をもちより、自発的に、対等な立場で協働することで、その力が組み合わせられてより発揮されること、協働する目的や約束事が共有されること、このことによって協働が住民から目に見えるようになり、住民の多様なニーズに柔軟・迅速に対応できる、という期待がこめられています。また、さまざまな団体がその活動理念や特性をもちながらゆるやかに連携し、より活躍できる舞台を用意し、しっかりと支えるという社会福祉協議会の役割を示すものでもあります。

全国社会福祉協議会では、上野市社協で先駆的に取り組まれた実践をプラットフォームとして意味付け、モデル事業として支援しました。新しい社会福祉協議会活動のキーワードとして今後さらに全国に普及を図ることを考えています。プラットフォームという新しいコンセプトづくりに果敢に挑戦された成果が、今回このような形でまとめられたことを大変嬉しく思い、関係者の方々のご努力に感謝を申し上げます。

はじめに

プラットフォームシステム
～基本概念とその広がり～

このシステムの大きな特徴は、マネジメント・ネットワーク・生活圏域(2～3ページ参照)の3つの視点から、さまざまな地域福祉活動に取り組むことにありますが、そうした視点での取り組みから、下記のような波及効果も生まれてきます。



社協、NPO、行政の「ゆるやかな連携」のメリット

- 社協にとって:住民の多様なニーズに応えるさまざまなフォーマル・インフォーマルなサービスを柔軟・迅速に提供できるなど、社協の問題解決能力を向上させることができる。
- NPOにとって:独自では信用がなかったり、依頼が少ない団体も、プラットフォームに乗ることで活動の機会が増える。また、社協が間に入ることで、サービス利用者や担い手側の苦情に対応できる。
- 行政施策との関連:介護予防・生活支援事業をはじめとした公的サービスに、プラットフォームにより再編成された新しい人材を投入することで、低コストで質の高いサービスを提供することができる。

考えられる活動・事業内容

- ★福祉サービス利用のための相談・情報提供・セルフケアプラン作成支援事業
- ★地域におけるNPO間のネットワークづくりおよび協働促進を図る事業
- ★NPOと関係機関(地域住民組織、商工会など)が連携したまちづくり
- ★NPOへの行政事業の委託等に伴う仕

次ページ以降の「プラットフォームシステム事例紹介」では、こうしたプラットフォームシステムの広がりや理解を深めるために、三重県伊賀地域での事例を基礎編と発展編の2種類に分け、3例ずつ紹介しています。

まず、基礎編では、福祉サービスの提供にあたって、上記の3つの特徴がうまく活かされた成功事例を紹介。続く発展編では、その波及効果を利用しての事業開発や展開のあり方などを紹介します。

さまざまな可能性を秘めた「プラットフォームシステム」活用の一例に過ぎませんが、みなさんの地域でのふだんの活動の参考になれば幸いです。

プラットフォームシステム 事例

無償と有償のセットでマネジメント A町の場合



利用者

聴覚障害をもつ女性(要介護度1)
・町営住宅への引越しを予定

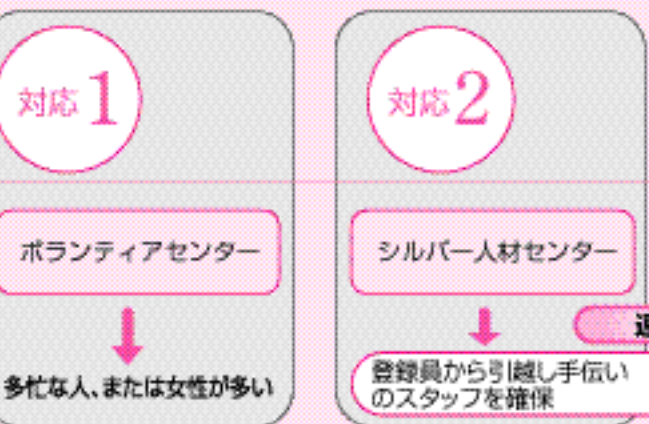
ニーズ

引越しの手伝いを依頼したい
・金銭的事情から、なるべく予算を抑えたい
・聴覚障害が、引越しに支障をきたす可能性がある

社会福祉協議会に相談

プラットフォームコーディネーター

<A町のプラットフォーム>

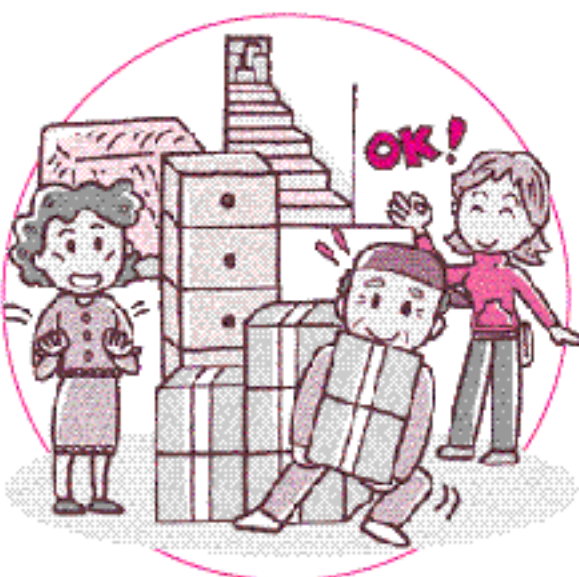


<N市のプラットフォーム>



サービス提供

マネジメントの視点



※ポイント1 マネジメントの視点

依頼者の金銭的なニーズを考慮して、引越しの際の力仕事に対応できる人材はシルバー人材センターから、手話通訳者にはボランティアから人材を確保。利用者のニーズにより則したサービスを提供することができました。

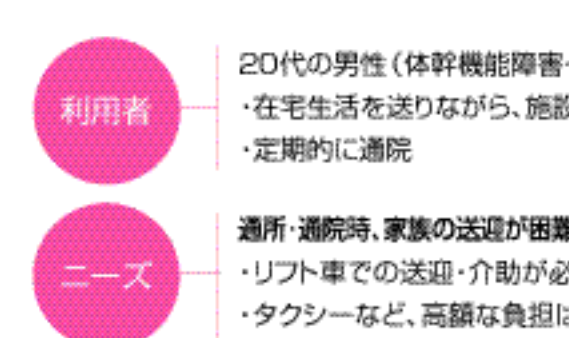
プラットフォーム内の人材や団体を機能的に活用することで、依頼者のニーズにより適したサービスを提案することが可能になります。

※ポイント2 生活圏域の視点

A町の社協には、聴覚障害者のための手話通訳ボランティアはいませんでした。しかし、N市のボランティアを活用することで、手話通訳サービスを提供できました。

近隣市町村の協力を得ることによって、より多様なサービスの提供が可能になります。

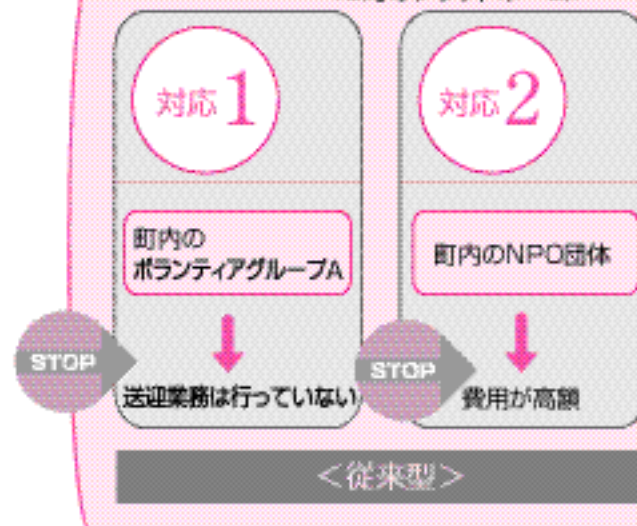
目的別の移送サービス B町の場合



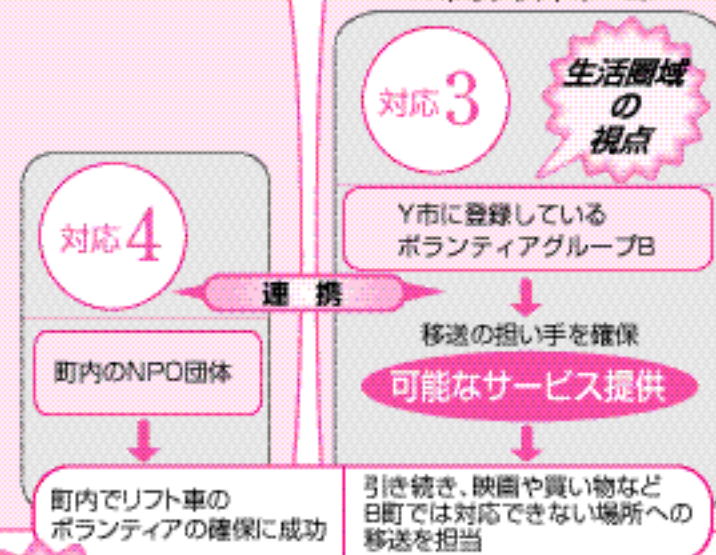
社会福祉協議会に相談

プラットフォームコーディネーター

<B町のプラットフォーム>

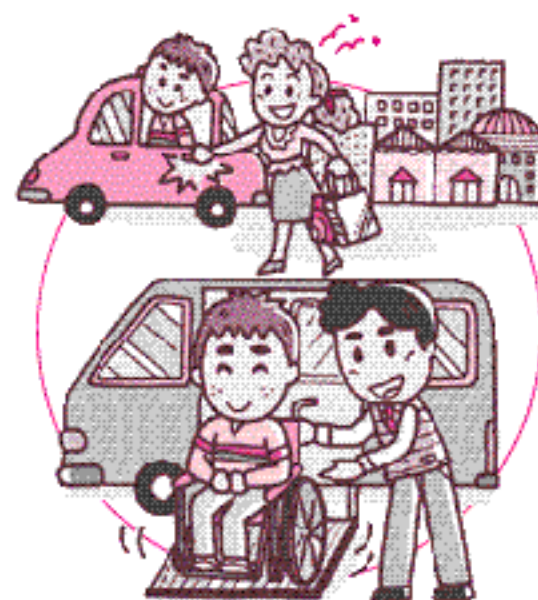


<Y市のプラットフォーム>



ネットワークの視点

より良い十分なサービス提供



※ポイント1 ネットワークの視点

同じ移送サービスでも、利用者のニーズに応じてサービス内容や提供者を使い分けることで、いっそう多様なサービスが提供可能になりました。

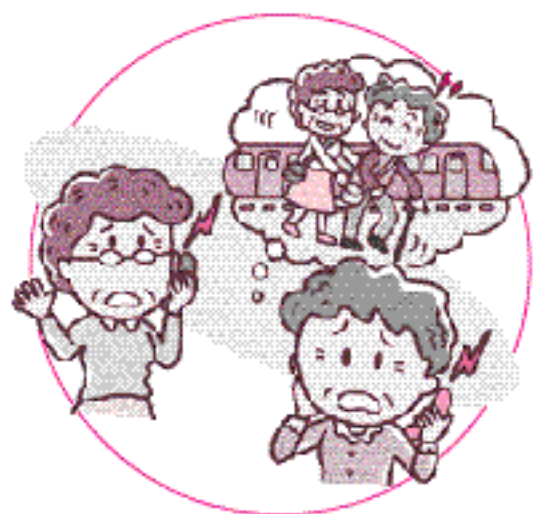
より多くの団体がプラットフォームに参画することで、サービス提供の総合的なネットワークを確立できます。

※ポイント2 生活圏域の視点

B町の社協には、当初、食事ボランティアしか登録されておらず対応できませんでした。しかしY市のボランティアグループを活用することで、移送サービスの提供が可能になりました。

移送のような行政区域の限定が厳しいサービスでも、住民参加のボランティアを利用すれば、他地域にも比較的柔軟に対応できます。

突発的なニーズに対応 C村の場合



利用者

- 70代の女性(要介護度1)
- ・杖歩行が可能
- ・知人に付き添われて、電車で通院している

ニーズ

- 通院の前日、付き添うはずだった知人の都合が悪くなり、急遽、病院までの付き添いを依頼したい
- ただし、通院日が決まっているので、即日対応してほしい

↓
社会福祉協議会に相談

プラットフォームコーディネーター

<C村のプラットフォーム>

対応1

C村
ミニ人材センター

STOP
↓
明日の派遣は困難

対応2

個人会員ボランティア

STOP
↓
急な依頼への対応は困難

<従来型>

<U市のプラットフォーム>

対応3

U市に登録している
ボランティア会員

介護・付き添い経験者の派遣が可能

生活圏域
の
視点

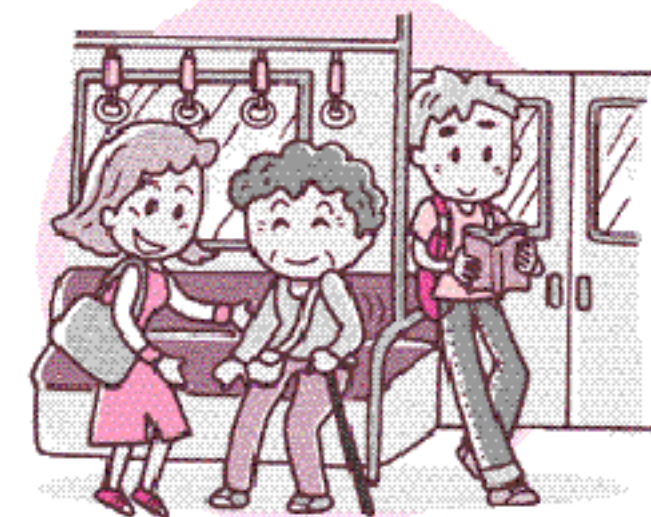
協力依頼

サービス
提供

*ポイント 生活圏域の視点

サービスや人材に不足・限界があるため、C村の社協だけでは対応できませんでした。しかしU市のボランティアを活用することで、利用者の求めるサービスの提供が可能になりました。

- 他地域のプラットフォームとも連携することによって、より多くの社会資源を活用することができます。



地域生活サポートセンター設立へ! D村の場合

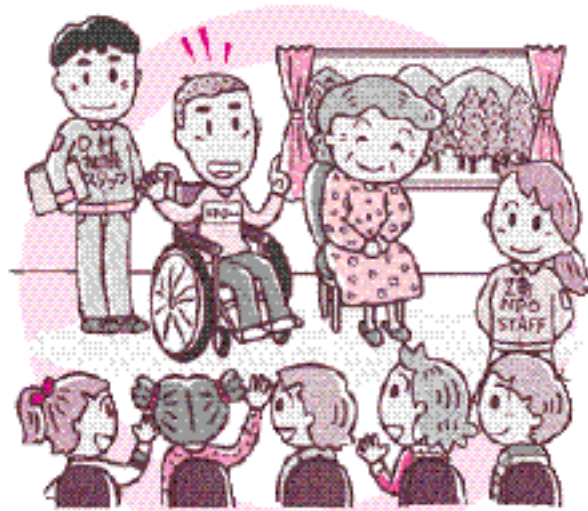
従来の
事業

「地域ケア連絡会」

基幹型在宅介護支援センターが中心となって、村内の介護サービス事業所が連携。情報共有や適正なサービス展開ができるシステムをつくっていました。

展開

- ボランティアセンター機能、地域型在宅介護支援センター的な機能を付加
- 村内、村外のNPO団体の参画



地域生活
サポート
センター

既存事業

介護サービス事業

付加機能

総合的な相談窓口・
コーディネート機能を設置

村内の
NPO団体の参入

村外の
NPO団体の参入

<プラットフォームシステムのいっそうの充実>

強 化

マネジメント
効果

ネットワーク
効果

生活圏域
効果

まとめ

サービスの幅の広がりとの質の向上

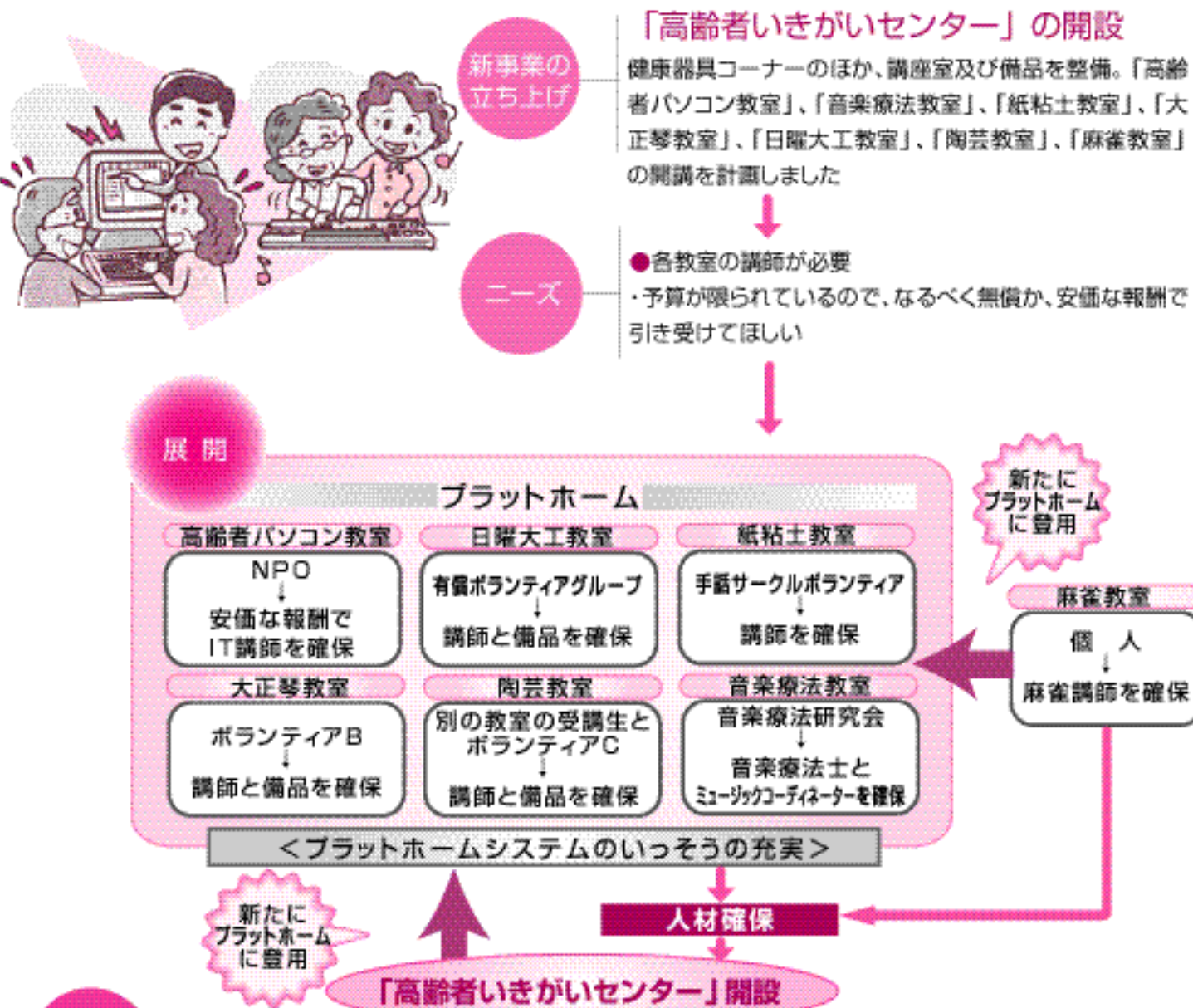
NPO同士の連携、社協事業との協働により、老人福祉、障害者福祉、児童福祉など、これまでは対応できなかった幅広いサービス・事業も実施可能になりました。また、多数のNPOが参画することによって、各サービスについてもよりニーズに適した適密なサービスの提供が可能になりました。

- それぞれの団体が対応可能なサービスを出し合うことで、無理な事業展開をせずに、適切なサービスを提供できます。
- 共同事業、共同サービス展開が可能となり、経費節減につながります。

プラットフォームシステムの
利用事例

発展編 CASE 2

人材バンクとしての活用 E市の場合



まとめ

新事業への人材・能力の発掘

プラットフォームに登録された団体を活用して、市の新事業「高齢者いきがいセンター」開設のための人材の確保に成功しました。従来のように、登録された人材を地域住民のニーズに応じて派遣するだけでなく、公的な新事業の展開にあたって、新たな人材を発掘するのにもプラットフォームを活用できます。

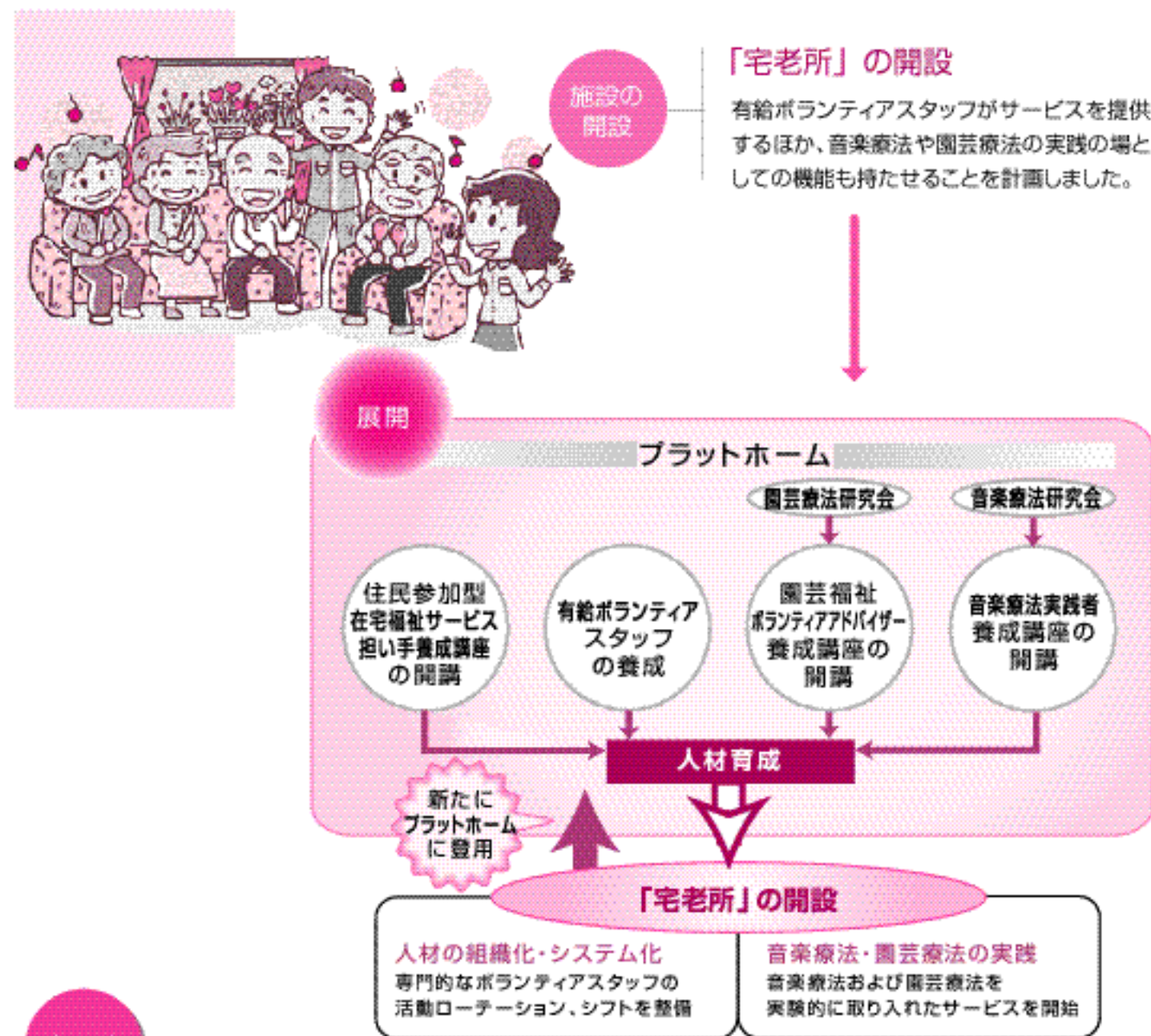
人材バンク機能の充実

新事業のための人材を確保する過程で、新たに民間団体や個人、また新事業そのものをもプラットフォームに登録、プラットフォームをいっそう充実させることができました。個人や民間団体をプラットフォームに登録することで、人材バンクとしての機能を持たせることができます。

プラットフォームシステムの
利用事例

発展編 CASE 3

人材育成で質の高いサービスを創造 F市の場合



まとめ

人材育成

養成講座を設けたことで、プラットフォーム内での人材を育成し、それによって専門的な福祉サービスの質を向上させることができました。

- 人材育成機能を持つことで、プラットフォーム内の潜在的なメンバーを顕在化させ、より高質で効果的なサービスの提供やコーディネートが可能になります。
- 養成講座を開講することで、国庫補助導入が可能になります。

実践の場の創設

音楽療法や園芸療法などF市ではまだ発展途上であった活動について、「宅老所」内で実践機会を提供することで、活動の質を高めることができました。プラットフォーム内に活動の実践機能を設けることによって、専門的な活動の質を高め、またそれらの継続的な実践・サービス提供が可能になります。

「伊賀上野ふれあいクラブ」の実践を通じて

◆「伊賀上野ふれあいクラブ」構想の背景

●ボランティアへのニーズの多様化

ボランティアセンターに、家屋修繕、長時間保育、在住外国人支援など、ある程度の技術を要する既存のボランティアでは対応できないニーズが寄せられるように。また、移送サービスについては、平成7年から市の委託事業となったことで個別のニーズに答えづらくなった。



●ボランティアグループ「あそび半分」の組織化(平成7年)

「仕事は完璧に、あそび心をもって楽しく社会貢献」をモットーに、現役・OBの職人、さまざまな技術・特技を持つ地域住民が登録。



●有償活動の検討

活動内容の広がりに伴い、技術を要する活動だけに無償で行うのがよいのかどうか判断が難しいケースが増えてきた。同時に、専門的な技術や本業をいかに本格的な活動をしたいという人には、有償の方が気軽に活動できるという人も多いことも見えてきた。

※介護保険の導入:介護保険対象にならない個別依頼への対応も含めて有償化の検討

◆活動内容・運営システムの検討

●検討体制および予算等

社協内部で特別な予算・検討体制は設けず、コーディネーターの責任・判断で行える範囲内で、まず実績を作ることにし、「あそび半分」の主要メンバーたちも準備に加わった。



●実施要綱の制定

・サービス内容・時間帯など

過去にボランティアで対応できなかった・限界があったニーズ、ニーズが高いにもかかわらず公的サービスが不備なもの洗い出し(既存のボランティア活動や公的福祉サービスと直接バッティングしない活動)。

・会員(協力会員・利用会員・賛助会員)制度について

協力会員は個人と団体で、活動内容によっては資格等の制限を設けている。メニュー検討に際して既存の団体があるものを加えているが、それを個人としてもしくは、既存のグループの活動として行ってもよい。

利用者は何らかの福祉的な支援を要することが要件(なんでも屋にならないように)。協力会員、利用会員とも上野市だけでなく、伊賀地区及び隣接地区在住者とした。

・料金等と既存団体の活動との関係について

入会金、年間費、事務局の負担金等はない。目安としての共通料金はあるものの、団体の場合、利用会員の了解を前提にその団体の基準で行ってよいことにした。



●プラットフォームシステム概念の誕生

ゆるやかな共通ルールを設けた連携システム。

住民参加型団体などの提供者・利用者の双方にとって、社協が間に入ることで安心感がある。

何かサービスへの不満、トラブルがあった場合も社協が受け止めることができる。

・特別な会費・事務費の負担、報告書提出などの義務はなし。

「ふれあいクラブ」
設立に向けて

1) 無償活動と有償活動との補充・ミックス →「マネジメント」の視点

個人ボランティアでも有償・無償にはこだわらず、より本格的な活動をしたい人も多くいるはずである。従来の無償性を否定するのではなく、住民の主体性、共助性を尊重し、無償・有償活動の補充・ミックスによって新しい活動領域の開拓、潜在的な人材発掘を行い、幅広いボランティアの参加形態を探る。

2) 既存のグループ・団体との連携 →「ネットワーク」の視点

従来、地域住民への認知・公的福祉サービスとの連携が十分ではなかった住民参加型在宅福祉サービス団体に「伊賀上野ふれあいクラブ」に団体登録してもらい、社協運営のメリットをいかして地域での認知度を高め、ニーズの橋渡しに努めた。一方、これら既存の団体では難しいケースにも対応できるよう、常に新しい人材の発掘・組織化を行った。

3) 広域での活動実施 →「生活圏域」の視点

以上のねらいを達成するには、市内のグループ・人材だけでは限界があり、また公的介護保険の導入によって公的サービスの取り組みが進むことから、民間活動サイドの広域連携の可能性を探る必要もあった。

★実施要綱(一部抜粋)

【会員の資格】 第3条

第1項 利用会員

(1) 個人:在宅において何らかの援助を必要とする者またはその家族で、社会福祉協議会(以下「社協」という)が、別に定める規定により必要と認められた者。

(2) 団体:何らかの援助を必要とする施設・機関・団体で、社協が、別に定める規定により必要と認められた団体。

上野市周辺地域(両隣地域を含む)を原則とする。

第2項 協力会員

(1) 個人:18歳以上の者。ただし、活動内容によって、年齢制限や資格制限を設ける場合がある。

(2) 団体:同種のサービスを実施している住民参加型在宅福祉サービス団体、及びボランティアグループ等。

第3項 賛助会員

クラブの趣旨に賛同し、自発的に資金等を援助する者。

【実施方法】 第5条

第1項 利用会員の利用方法

利用希望日の6ヶ月前から1週間前までに、利用内容を直接または電話により申し込む。ただし、日程や活動内容により、必ずしも協力会員が確保できるとは限らない。

サービスを受ける必要がなくなった場合は、ただちにその旨を連絡する。

第2項 協力会員の活動方法

利用会員から依頼があった時点で、協力会員の中から適任者を選定し、電話等により連絡し、承諾を得る。活動内容によっては、事前に利用会員との面接や、打ち合わせ、下見等を行う。

協力会員は、強制的に依頼を受ける必要はない。ただし、いったん受けた依頼はできるだけ遂行するよう努力する。

◆実施に向けた準備プロセス

●伊賀ブロック社協への参加呼びかけ

伊賀ブロック社協職員による地域福祉研究会で、管内市町村社協等の広域活動として、全体構想を発表。ボランティアコーディネーターまたはボランティア担当職員に事業説明を行った。

●ボランティアセンターの登録システムの見直しと利用者の把握

有償サービスメニューを加えたニーズカードを通じて、有償サービスが適切と思われるケースを把握。利用希望者に意思確認をし、「伊賀上野ふれあいクラブ」への登録を勧めた。ボランティア登録については、有償活動希望の有無、有償サービスにかかわる技術・資格、活動可能時間帯等を把握。



●試行実施（平成11年1～3月）

試行実施では、上野市社協事務局長の承認を得て、職場内スタッフへの説明、問題点の修正等を行った。 ※この時点では、まだ個人協力会員を確保できず。

ボランティアセンター広報誌上で協力会員、利用会員募集の呼びかけ、説明会を開催。

→個人協力会員の約30名、5団体が参加。



●サービス開始（平成11年4月～）

※近隣社協との共同実施にはいたらず、上野市社協単独で市内外のボランティア・団体と協力し、広域的にサービスを提供する形でスタートした。

●「上野市ボランティア・市民活動センター」への名称変更

全国的に分離傾向にある、「無償福祉ボランティア」と「住民参加型在宅福祉サービス団体」[NPO]を総合的に支援する体制の整備（市民活動・NPO支援セクションとのゆるやかな連携の構築）。

◆実施状況と影響

●会員数（平成13年現在）

協力会員：個人/51名、団体/11団体（所属メンバーは387人）

利用会員：個人59人、団体4団体である。年間依頼件数：90件程度

●ニーズの内容

・**多いニーズ**：家事援助の依頼（介護保険導入後、公的ヘルプ事業が介護型へ転換したため）。1回2～3時間かかる通院の付き添い（以前はヘルパーが行っていた）、市外在住者の作業所通所、通勤といったトランスポートサービス、週2・3回の子守り・託児の依頼、高齢者からの粗大ゴミの処理、引越し手伝いといった運搬活動への依頼も増えてきた。

・**少ない（ない）ニーズ**：財産管理サービスは、利用がなく、サービス開始後、地域福祉権利擁護事業等が始まったため、見直しが必要だろう。メニューには話し相手もあるが単独での依頼はなく、3時間の家事援助活動のうち、家事は2時間程度で1時間はゆっくりと話をするというような場合が多い。ふれあい型の活動単独での依頼には無償活動で対応する方が望ましいかもしれない。

●他地域からの依頼

アセスメントは上野市社協のコーディネーターが出向くのではなく、その地域の社協や在宅介護センター職員に依頼するなど、できるだけ地域で対応してもらうように配慮している。

●他の活動への影響

・**無償活動への影響**：「ボランティアは無償」というイメージの変化。「伊賀上野ふれあいクラブ」の定着化に伴い、ボランティアセンターに寄せられていた継続的、専門的な対応を要するニーズの多くは「伊賀上野ふれあいクラブ」に移行。これらのニーズには、有償活動の方が活動者・利用者の両方にとって負担にならないようである。その他、無償ゆえに生じていた問題の解消、活動の有償・無償の比重が逆転（有償活動の割合が高くなった）、無償の意義の明確化（低所得で困っているケースや緊急性があるニーズなどには無償で対応）など。

・**協力団体への影響**：活動の質の向上（サービス料をプールして自動開発など）。

★実績をつくり段階的に具体化する

この組織設立までには、「あそび半分」の立ち上げ、その成果を踏まえ、メンバーを中心としたサービス内容・設立準備の検討、サービスの試行実施といった、「試行→実績づくり→次段階の試行」が何段階も行われています。

特別な予算などは使わず既存事業などを活用する、企画を進める中核的なグループをパートナーとする、という方法で、自分の裁量でできる範囲でまずやってみて、その実績をもとに構想を具体化していく、コーディネーターの柔軟で積極的な姿勢が求められます。

同時に、登録者などの基礎データの洗い出し・管理システムの修正、外部の関係者への働きかけ・調整、要綱などのルールづくり、サービス範囲の明確化、組織内部の承認など、組織内外に明確にすべき点を、的確に扱う必要があります。

★社協間・住民参加型団体間のゆるやかな連携

この取り組みの新しい着想として、活動の場をブロック、広域に求めた点が挙げられます。ブロック内社会福祉協議会の当初からの参加は実現しませんでした。今後あらゆる地域で課題となり、また具体化していきます。これは、既存の活動者の再編だけでなく、ボランティアセンター機能ひいては社会福祉協議会活動の再編につながります。

また、住民参加型活動の協力会員制度は多くの場合個人会員制度ですが、この事例では、個人だけでなくグループ単位での協力会員制も設けています。全体のゆるやか共通のルール・システム（プラットフォーム）を設けながらも、団体協力会員として参加したグループは、利用者との了解のもとでそのグループ固有の活動のルールで動けるようにもしている点が新しい点です。

多様性のある活動を展開できるとともに、利用者、グループ双方にメリットのある形でボランティアセンターと既存のグループとの連携強化が図られています。仲介型ボランティアセンターの提供する新しいサービスとも言えます。

◆今後の課題

●質の確保

研修などによる共通の資質確保、レベルアップやサービス内容の把握・改善のためのシステム
①クレーム処理、②モニタリング、③アンケート調査などの構築

●会員情報の管理、実績把握のシステム

登録カードをコンピューターに入力し、検索処理を容易にできるようにする。
また、依頼はその都度社協を通すようお願いしているが、直接依頼が行われた場合に、利用会員と協力会員との間だけでやり取りされ、社協を経由しないため、現在は、正確な時間数等を把握できていない。参加型団体につないだ場合も、そこから先はどの程度、どのように活動が行われているかは把握できておらず、予算等を確保するためには、何らかの形で実績の把握が必要となってきている。

●協力団体との連携

団体協力会員の活動は、社協が大きな受け皿を提供し、実際には各団体がそれぞれに活動している。会費、事務費の徴収や報告義務等もなく、ゆるやかなシステムであるからこそ、このような連携が可能になっていると言える。
一方で、一定の資質を確保するために研修を行う場合の参加型団体との協力や、活動実績を把握するためには報告も必要となる。しかし、こうしたことが過度の負担となったり、団体の独自性を損ねるようなものとなると、連携が崩れてしまう恐れもあり、バランスが難しい。

●体制の検討

依頼が増えたため、ボランティアコーディネーターが兼任で行うには限界が見えてきた。財源面の手当ても含め、職員体制も検討の必要があるだろう。その際は、ふれあいクラブとしてNPO法人格を取得し、独立することなども視野に入れた検討が必要となるだろう。

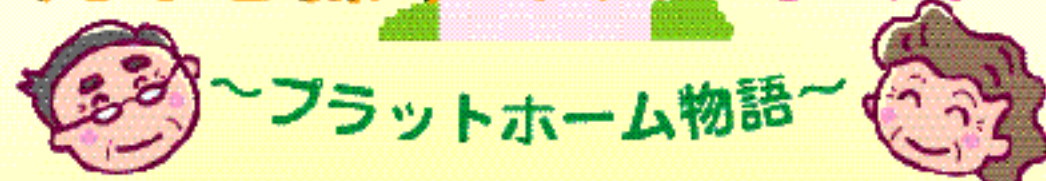
★地域福祉プラットフォームシステム構築に向けて

プラットフォームの考え方は、日本全国どこでも展開できることや、まったくお金がかからないことが最大の特徴です。主には、生活圏域においてきめ細やかな協働が進められることが望ましいのですが、移送や転居のようなケースでは、全国的なプラットフォームも必要になってきます。

今回のマニュアルでは、住民参加型在宅福祉サービスに着目して、プラットフォームを構築してきましたが、プラットフォームは、住民参加型在宅福祉サービスだけにとどまらず、小地域たすけあい活動や、福祉教育、災害救援、市民活動等においても、プラットフォームシステムを導入し、それぞれを統合することによって、より大きなプラットフォームを確立することができます。まさに、「地域福祉プラットフォーム」と言ってよいでしょう。

地域の実情に応じて、さまざまな切り口からプラットフォームを形成し、総合的な地域福祉プラットフォームに発展させていくことを、地域福祉活動計画に盛り込んでいくことが、21世紀の参加型市民社会の実現のために不可欠であると考えます。

みんなと探す2人のくしあわせ



おじいさんとおばあさんは、2人で元気に暮らしていましたが、ある日突然、おじいさんが倒れてしまい介護が必要になってしまいました。

おばあさんは家で介護をしたいと思い、在宅介護支援センターに相談して、要介護認定を受けました。その後、ケアマネジャーと相談した結果、介護保険を利用して週に3回2時間ずつ訪問介護サービスを受けることにしました。



ところが、介護以外にも困ったことがありました。今までおじいさんがやっていた庭木の剪定をやってもらえる人がいないのです。そこでケアマネジャーがボランティアセンターを訪ね、ボランティアコーディネーターに相談しました。

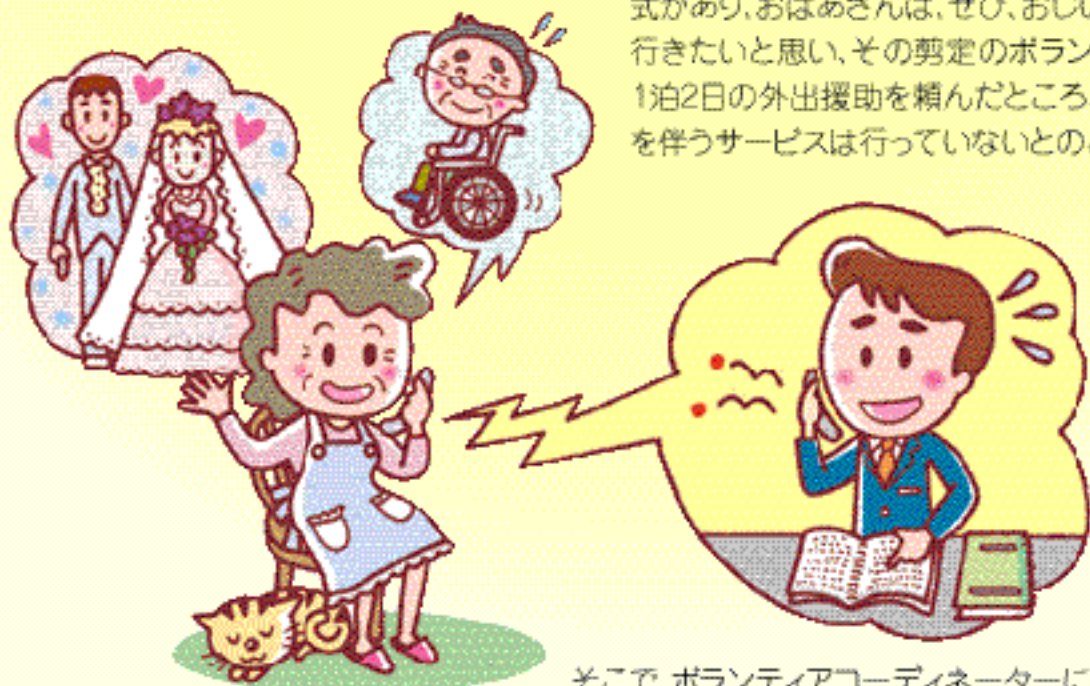


ボランティアコーディネーターは、おばあさんの希望を聞いて、登録している会員(個人、団体)から候補をあげました。いろいろと比べてみたおばあさん、その中からサービスを受ける団体を決めました。

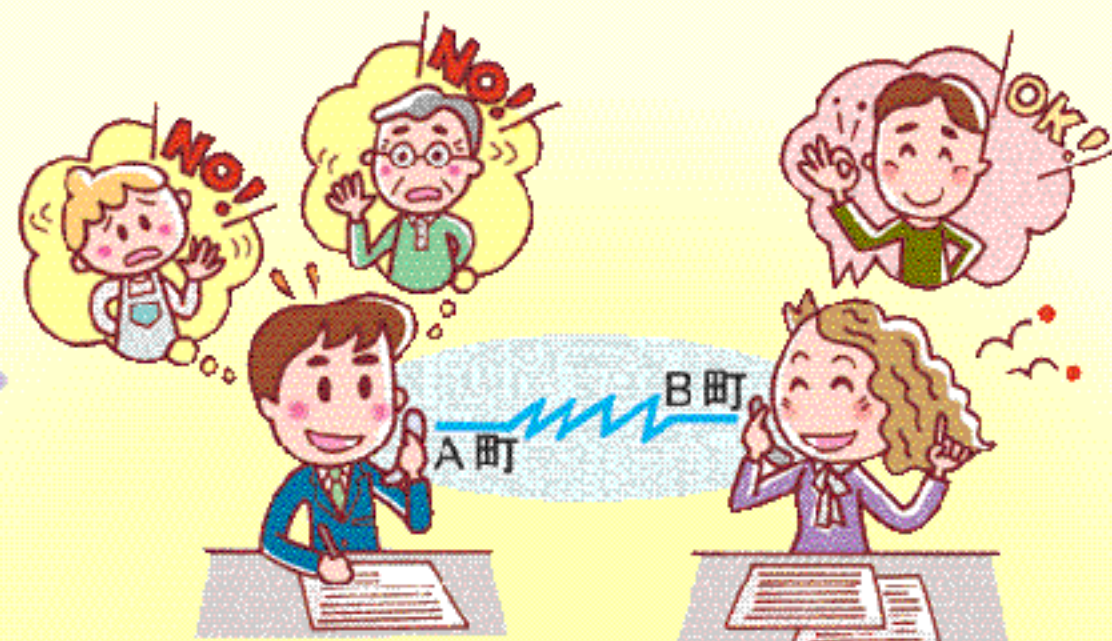
ホームヘルパーのサービスを受け始めたおしいさん、窓の外から聞こえてくる、ボランティア団体の人が、「チョコチョコキ」とはさみを使っている音に、ひと安心。



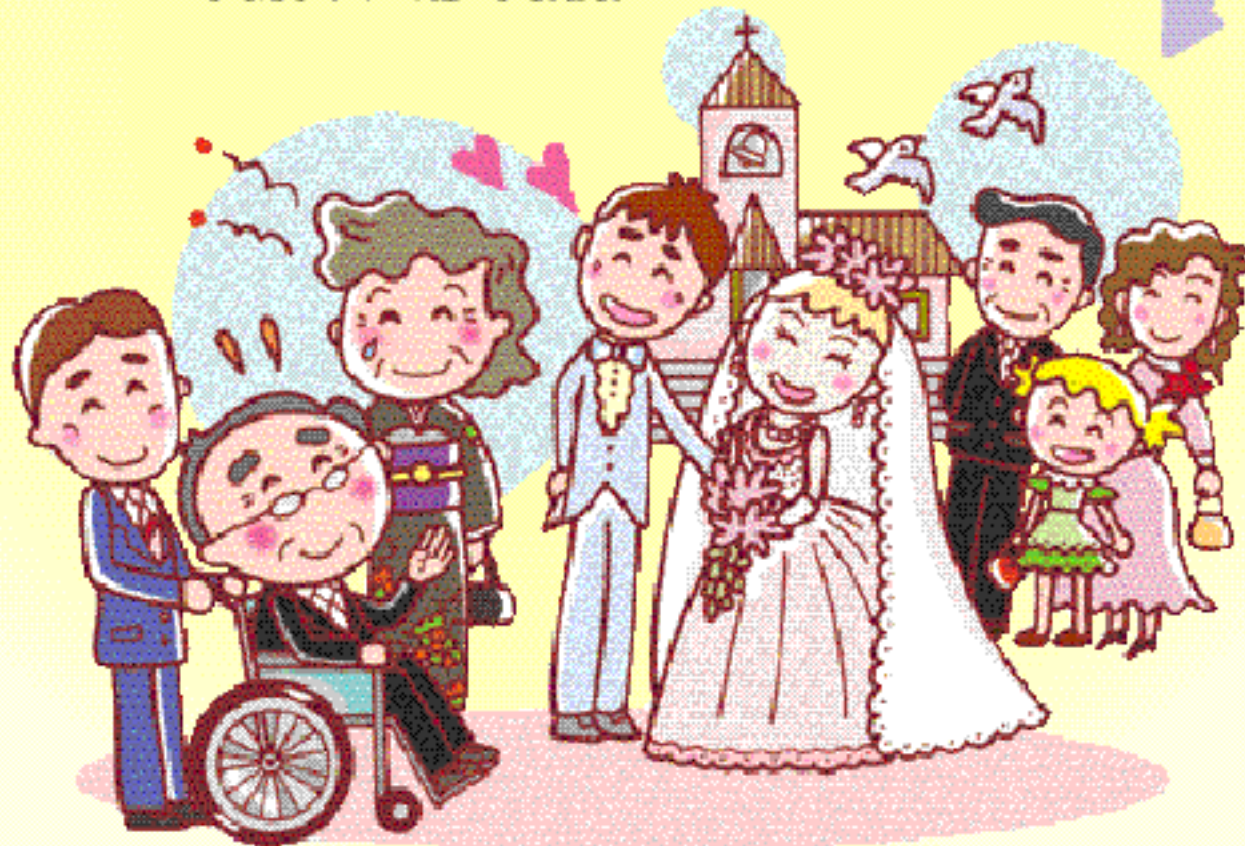
そしてしばらくして、遠くに住んでいる孫娘の結婚式があり、おばあさんは、ぜひ、おしいさんと一緒に行きたいと思い、その剪定のボランティア団体に、1泊2日の外出援助を頼んだところ、そこでは宿泊を伴うサービスは行っていないとのこと。



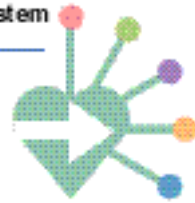
そこで、ボランティアコーディネーターに電話で「誰かにお願ひできないかしら」と相談しました。



まず、ボランティアコーディネーターは、ボランティアセンターに登録している個人・団体の中から、宿泊付きの外出援助サービスに対応できる場所を探してみましたが、見つかりませんでした。そこで、隣のボランティアセンターに連絡してみたところ、宿泊にも対応してくれる担い手を発見。



無事に結婚式に出席し、孫娘の晴れ姿を見ることができたおしいさんとおばあさん。2人の暮らしは、日常生活に必要な、ちょっとしたサービスから、突然の依頼まで応えてくれる、プラットフォームという土台によって支えられているのです。



伊賀地域のプラットフォームシステム 窓口一覧

窓口案内

● 上野市社会福祉協議会

上野市ボランティア・市民活動センター

- 518-0869
- 上野市中町2978-1
上野ふれあいプラザ内
- tel.0595-21-5866
- fax.0595-26-0002



● 大山田村社会福祉協議会

大山田村ボランティアセンター

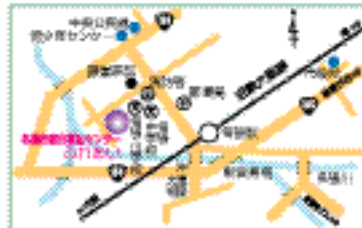
- 518-1422
- 阿山郡大山田村大字平田544
大山田福祉会館内
- tel.0595-47-0780
- fax.0595-46-1185



● 名張市社会福祉協議会

名張市ボランティアセンター

- 518-0718
- 名張市丸之内79
名張市総合福祉センター
ふれあい内
- tel.0595-63-1111
- fax.0595-64-3349



● 青山町社会福祉協議会

青山町ボランティアセンター

- 518-0226
- 名張郡青山町阿保1998-1
青山福祉センター内
- tel.0595-52-2999
- fax.0595-52-3555



● 伊賀町社会福祉協議会

伊賀町ボランティアセンター

- 519-1413
- 阿山郡伊賀町大字夏田513
伊賀町地域保健福祉センター
夏田の館内
- tel.0595-45-1012
- fax.0595-45-1050



● 美杉村社会福祉協議会

美杉村ボランティアセンター

- 515-3531
- 志都郡美杉村奥津929
美杉村高齢者生活福祉センター内
- tel.059-274-0023
- fax.059-274-0024



● 阿山町社会福祉協議会

阿山町ボランティアセンター

- 518-1313
- 阿山郡阿山町大字湯場1128-1
阿山町保健福祉センター内
- tel.0595-43-1854
- fax.0595-43-1577



● 烏ヶ原村社会福祉協議会

烏ヶ原村ボランティアセンター

- 519-1705
- 阿山郡烏ヶ原村中村4743
烏ヶ原村老人福祉センター道徳内
- tel.0595-59-3132
- fax.0595-59-3145

